

専決処分した事件の報告について

すくすくスクール事業における時間外勤務手当の支給の遅延について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり損害賠償の額を定める専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十二日

江戸川区長 齊 藤 猛

別紙

一 事案の概要

- (一) 損害賠償の相手方 江戸川区立小学校すくすくスクール事業に従事していたサブマネージャー及びプレイングパートナー
- (二) 損害賠償の総額 七万三千六百二十五円
- (三) 事案の経緯 令和二年八月から令和五年七月までの期間に係る未支給分の時間外勤務手当を令和六年三月十五日に遡及して支給したことに伴い発生した遅延損害金について、その請求権を放棄した者を除く六十五名に対し支払ったもの

二 専決処分日 令和六年三月二十二日（同月二十九日支払）